

令和7年度用

防災設備点検業務特記仕様書

公益財団法人 三重県下水道公社

宮川浄化センター

1 業務の目的

本業務委託は、関係法令に基づき実施するとともに、消防設備・防災設備等を点検することにより、機能の保全を図ることを目的とするものである。

2 一般事項

- (1) 本業務委託は、契約書、本仕様書、図面及び関係法令に基づき実施するものとする。
- (2) 法に定められた消防設備、防災設備等の点検は、法に定める有資格者において実施しなければならない。
- (3) 受託者は、点検業務に先立ち監督員と日程調整(前回点検日を確認し、点検周期が支障ないようにすること)等を行い施設運営及び管理に支障の無きようにすること。
- (4) 点検業務期間中は、点検開始および終了時に必ず監督員に連絡すること。
- (5) 作業にあたっては、関係法規を遵守すると共に、労働者への安全教育を徹底し、安全の確保を図り災害予防に努めなければならない。
- (6) 点検作業中に、対策しなければならない重大な故障部分または不具合箇所を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。
不具合箇所等については、この仕様書等に明記されていない場合でも、軽微なもの又は点検時において処理できるものについては、受託者の責任において処理(小修理を含む)するものとする。
- (7) 履行期間内における消防用設備の警報、不具合、故障等については、誠意をもって調査、処理するものとする。またそれに要した費用は、監督員と協議し決定するものとする。
- (8) 受託者は、段階点検終了後速やかに点検結果の書類を作成し、報告すると共に、定められた時期に監督官庁への届け出の代行を行わなければならない。
なお、この報告にかかる費用は全て受託者の負担とする。
(監督官庁(消防署)への報告は令和5年度、令和8年度、・・・の3年度毎である。)
- (9) 点検は、現有設備において行うものであり、仕様書に記載された点検数量と実施数について差異が生じても設計変更はしないものとする。(著しく相違がある場合は、監督員と協議)
ただし、差異が発覚した場合は、その都度、監督員に報告しなければならない。
- (10) 業務履行終了時には、完成図書として、数量調書(実施数量確認書)及び消火器機能確認抽出計画表を作成し提出しなければならない。
- (11) 消火器の点検は、関係法令に従い外観点検並びに内部確認及び機能確認を行うものとし、宮川浄化センター消火器点検計画書に基づき行うこととする。粉末蓄圧式消火器において、放射確認、内部確認及び機能確認を行った場合は、消火器の更新を行う。
- (12) 点検によって使用した消防設備等は、適正なる処理(乾燥、充填、格納等)を行い機能の確認を再度行うこと。
- (13) 業務の履行に際し発生する廃棄物並びに仕様書で指定する廃棄器具の処分については、適正に行うこと。またそれに要する費用は、受託者の負担とする。

- (14)点検において不良、不具合が発見された場合は、その内容の詳細及び概算見積書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (15)点検を終了した設備機器には、点検済みのシール又はラベル等を貼付し明瞭にしなければならない。
- (16)浄化センターに入場する場合は、監督員の承諾を受けること。また、入場に伴う注意事項は、厳守しなければならない。
- (17)その他疑義のある場合は、監督員と協議すること。

3 業務の内容

(1)防火対象物及び消防設備等の概要

防火対象物名称	構造・階数	延床面積 届出面積 (m2)	消防設備等
管理本館	RC造 地下1階地上3階	2,750.83	・消火器 ・自動火災報知設備 ・放送設備 ・誘導灯 ・防火戸及び排煙設備
機器倉庫	S造 地上1階	209.56	・消火器 ・放送設備
発電機棟	RC造 地下1階地上2階 塔屋1	620.11	・消火器 ・自動火災報知設備 ・放送設備 ・誘導灯 ・排煙設備
スクリーンポンプ棟	RC造 地下4階地上2階	4,505.82	・消火器 ・屋内消火栓設備 ・連結送水管 ・自動火災報知設備 ・放送設備 ・誘導灯 ・防火戸及び排煙設備
管廊Ⅰ	RC造 地下1階	—	・消火器 ・自動火災報知設備 ・放送設備 ・誘導灯
第1ブロワ棟	RC造 地下1階地上2階 塔屋1	1,516.45	・消火器 ・自動火災報知設備 ・放送設備 ・誘導灯 ・排煙設備
水処理施設 (R7年度 新脱臭機室追加)	RC造、ALCパネル 地下1階地上1階	835.19	・消火器 ・自動火災報知設備 ・放送設備 ・誘導灯 ・排煙設備
管廊Ⅱ	RC造 地下1階	—	・消火器 ・自動火災報知設備 ・放送設備 ・誘導灯

第1砂ろ過棟	RC造 地下1階地上2階 塔屋1	2,285.86	・消火器 ・自動火災報知設備 ・放送設備 ・排煙設備 ・屋内消火栓設備 ・誘導灯
汚泥スクリーン棟	RC造 地下1階地上2階	728.03	・消火器 ・自動火災報知設備 ・放送設備 ・排煙設備 ・誘導灯
汚泥処理棟	RC造 地下1階地上4階	4,629.91	・消火器 ・自動火災報知設備 ・放送設備 ・排煙設備 ・屋内消火栓設備 ・誘導灯

※①表中の防火戸、排煙設備は建築基準法関係防災設備であり、排煙設備の内訳は、排煙窓及び防火ダンパーである。

②令和7年度より、新脱臭機室を点検対象とする。

(2) 点検業務等

1) 消防設備、建築基準法関係防災設備の点検

① 消防設備等の点検(法定点検)

点検の基準、期間及び結果の報告は「消防法」、「同施行令」、「同施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。

② 建築基準法関係防災設備の点検

点検の基準、期間及び結果の報告は「建築基準法」、「同施行令」、「同施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。

点検項目は、以下のものとする。(■は、本業務の対象とする。)

■ 建築排煙設備(排煙窓等) ■ 防火戸 ■ 防火ダンパー □ 防火シャッター

□ 非常用照明装置

2) 消防設備等に関する訓練・教育

■ ① 本業務の対象とする。 □ ② 本業務の対象としない。

① 対象とする場合

ア 消防用設備等の操作説明及び実地指導を年1回行うものとする。

イ 指導については、宮川浄化センター防災設備訓練に合わせて行うものとする。

ウ 訓練に使用する消火器(公社備品)、屋内消火栓ホース(請負者負担)の準備、後片づけを行うものとする。

エ 具体的な内容及び日時等の詳細については、別途協議するものとする。

オ これに要する費用は、請負者の負担とする。

3)消火器の更新・新規増設

①10 型粉末加圧式消火器(更新)

本年度対象品は 19 本。点検実施後は、新品に更新する。(ヤマトプロテック製 YA-10NX リサクルシール付きとする。)

②10 型粉末蓄圧式消火器(新規増設)

3 本を新規増設する。(ヤマトプロテック製 YA-10NX リサクルシール付きとする。)

③50 型粉末蓄圧式消火器(更新)

本年度対象品は 2 本。点検実施後は、新品に更新する。(ヤマトプロテック製 YA-50XIV リサクルシール付きとする。)

①、②、③とも、更新する消火器の製造年は、機器点検時は 2025 年、総合点検時は 2026 年とする。更新にともない、不要となった既設消火器は、2 項(13)に基づき処分する。

4)屋内消火栓ホースの耐圧性能試験について

本年度は、実施しない。

5)連結送水管の耐圧性能試験について

本年度は、実施しない。

4 履行条件

(1)点検可能日 ☐指定なし ☒指定あり

(指定有り条件:原則 平日とし土日・休日については監督員と協議)

(2)点検可能時間帯 ☐指定なし ☒指定あり

(指定有り条件:原則 8時30分～17時00分とし左記時間外は監督員と協議)

(3)点検順序 ☒指定なし ☐指定あり

(指定有条件: 点検順序は監督員と協議)

(4)車両の駐車位置 ☐指定なし ☒指定あり(センター内の駐車エリア)

(5)資材置き場 必要ならば、事前に申し出ること。

5 安全管理

(1)受託者は、業務に従事する者に対して定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員等の安全意識の向上を図ること。

(2)車両、重機その他作業機器は使用に先立って始業点検を行い、安全を確認した上で使用すること。

- (3) 現場代理人、作業責任者(又は資格の必要な作業の有資格者を含む。)は、ヘルメット・腕章等で資格表示を行った作業にあたること。
- (4) 現場代理人は常に作業員に対し作業指揮はもとより、作業態度、服装、安全具の使用等の指揮監督を行うこと。
- なお、現場代理人が現場を離れるときは、常に所在場所を明らかにしておくとともに、代行者を指定し監督員に報告すること。
- (5) 受託者は、高所作業又は高、低圧充電部に近接して業務を行う場合、必ず安全具、保護具、検知器等を使用して作業を行うこと。
- (6) 受託者は、酸素欠乏・硫化水素の危険を伴う業務を行う場合は、換気装置、呼吸用保護具、検知等を常備して作業を行い、作業員に労働省令で定める酸素欠乏危険作業について特別な教育を行うこと。
- (7) 受託者は、上記以外で必要と思われることは監督員と協議すること。

6 写真管理

(1) 一般事項

写真管理は、以下に示す事項を基本とする。

(2) 写真の分類

以下のとおりとする。

- ☐①着手前及び完成写真（撮影箇所等については、監督員と協議）
- ②履行状況写真（撮影箇所等については、監督員と協議）
- ③安全管理写真（撮影箇所等については、監督員と協議）
- ④使用材料写真（交換部品等の場合は、新・旧の写真）
- ☐⑤品質管理写真（必要に応じ。監督員が指示する内容）
- ☐⑥出来形管理写真 ☐⑦その他

(3) 撮影、プリント用具

原則としてデジタルカメラとし、撮影素子の100万画素以上とする。カラープリンターは、600dpi以上の機能を有し通常の使用条件で3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。

(4) 撮影方法

- 1) 写真撮影に当たっては、次の項目の必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写し込むものとする。なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し写真に添付し管理する。また、電子黒板の使用を認めるものとする。（■必要事項）

☒①業務名 ☒②業務種別等 ☒③作業内容 ☐④測点 ☐⑤設計寸法
☐⑥実測寸法 ☐⑦略図 ☒受託者名

2) 業務写真は、監督員が指示する箇所及び不可視部分を適切に撮影すること。

(5) 写真の色彩及びサイズ

写真はカラーとし、大きさはサービスサイズ程度とする。ただし、監督員が指示するものは、その指示したサイズとする。

(6) 業務写真の整理及び提出

1) 業務写真の整理及び提出は、以下のとおりとする。

☐①電子媒体で整理（体裁は監督員と協議）

☒②プリント、写真台帳（体裁は監督員と協議）

2) 事務処理上必要とする履行前、完成の写真は、別途印刷し提出する。

3) 提出部数 ☒1部（紙） ☐2部 ☒その他（CD(DVD) 1部）

7 提出書類

(1) 書類の提出形態

☐紙等による。

☐電子納品による。（☐内容構成は監督員と対象協議 ☐電子納品マニュアルによる）

☒紙等及び電子納品（区分等については監督員と協議）

(2) 提出書類

請負者は、監督員の指示に従い、下記の書類を提出することとする。

1) 着手前提出

☒①業務着手届 1部

☒②現場代理人届 1部

☒③配置技術者届（資格証明書添付） 1部

☒④点検従事者届（資格証明書添付） 1部

☒⑤業務履行計画書 1部

記載事項は、次のとおりとする。

・業務の概要 ・履行体制 ・使用（測定機材）資機材一覧 ・実施工程表

・各種業務履行要領 ・安全管理 ・緊急時の連絡網

2) 履行中

☒①業務打合せ（協議）議事録 1部

■②その他監督員が指示するもの

■③異常発見の場合 詳細報告書(内容、写真、対処方法、概算見積書) 1 部

3)完成時

■①点検結果報告書、総括表共(年2回) 各回 1 部

■②業務日誌 1 部

■③履行状況写真 1 部

■④業務完成報告書 1 部

■⑤完成図書類

■※数量調書(実施数量確認書) 1 部

□※消火器機能確認抽出計画表 1 部

□※消防設備機器配置図 1 部

(□電子納品:公社提供による平面図電子媒体CADに修正)

■⑥請負代金請求書 1 部

■⑦その他監督員が指示するもの 1 部